

**広告募集案内【定価制】
(施設広告掲出仕様書)**

鶴見区総合庁舎内のパンフレットスタンドのラック内にパンフレット・チラシ等広告を掲出する事業者を以下のとおり募集します。

■募集概要

| | |
|-----------|---|
| 名 称 | 鶴見区総合庁舎内パンフレットスタンドへの広告掲出の募集 |
| 広告掲出場所概要 | 鶴見区が鶴見区総合庁舎に設置しているパンフレットスタンド（2台：横3列×縦6段、横2列×縦6段）のラック（全30枠） |
| | （設置場所）鶴見区総合庁舎1階 区民ホール内 正面玄関入ってすぐ ※区民ホール内でのイベント等の関係で、ホール内でのパンフレットスタンド設置場所が一時的に変更になる場合があります 屋外広告物には該当しません。 |
| 所在地（場所） | 鶴見区鶴見中央3-20-1 |
| 利用者数・利用者層 | 鶴見区総合庁舎利用者 |
| 広告掲出期間 | 令和6年4月1日～令和7年3月31日（1か月単位での掲出） <u>連続する2か月以上のお申込みを受け付けます。</u> ただし、令和7年3月からの利用お申込みについては、令和7年3月31日までの1か月とします。 ※広告物の掲出開始日は、利用開始月の区役所開庁日の初日、広告物の掲出終了日は、利用終了月の区役所開庁日の最終日となります |

■広告料

| 掲出場所 | スペース（縦×横） | 枠数 | 広告料（1枠、税込） |
|-------------------------------|--|-----------------------------------|---|
| 鶴見区総合庁舎1階区民ホール内パンフレットスタンドのラック | パンフレットスタンドのラック 295mm × 215mm ※A4版サイズまでのチラシ類を収納可能 | 30枠 （総数。利用状況により、毎月の募集枠数が変動します） | 3,000円/月 ※ただし、長期契約（11か月以上）の場合に限り、全期間総額32,000円（2,666円～2,909円/月）とします |

※ 広告料には広告代理店手数料を含みます。

■広告掲出にあたっての留意点

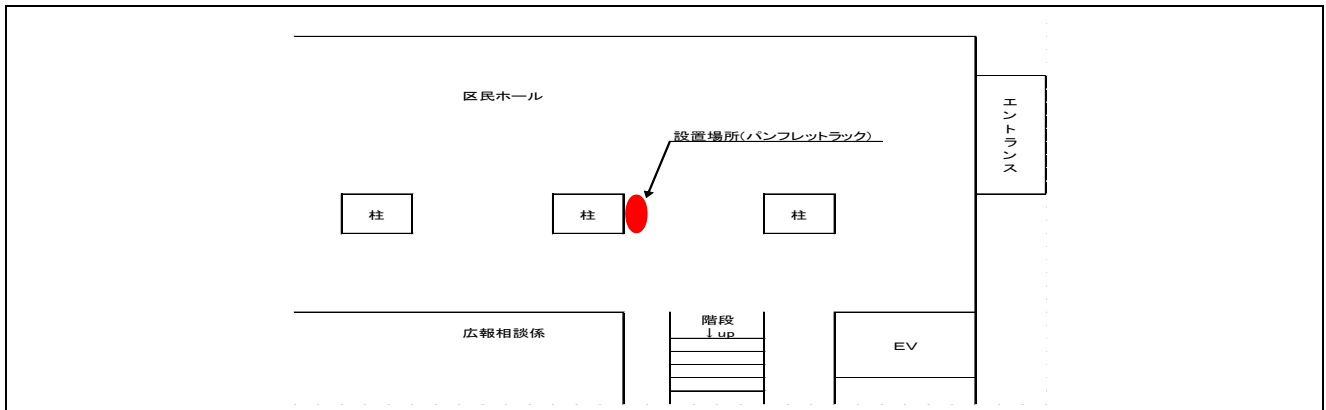
| | |
|---------|--|
| 広告の条件 | <ul style="list-style-type: none"> ○広告内に「広告」である旨を明記してください。 ○横浜市広告掲載要綱、横浜市広告掲載基準、その他の広告関連規程を遵守してください。 ○その他以下に掲げる広告は掲出できません。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 医業、歯科医業、助産師業、病院、診療所、助産所、各施術所（あん摩マッサージ指圧、はり、きゅう、柔道整復）、薬局、薬店、医薬品、医薬部外品、化粧品、医療機器、再生医療等製品、健康食品、保健機能食品、特別用途食品等 |
| 広告の制作等 | <ul style="list-style-type: none"> ○利用希望月の前月12日（12日が区役所休庁日に該当する場合は、その前区役所開庁日）までに広告原稿を提出し、上記条件について広告内容の審査を受けてください。 ○広告掲載基準等に基づき、広告内容等の修正をお願いする場合がありますので、あらかじめご了承ください。 ○利用希望月の前月末日（末日が区役所休庁日に該当する場合は、その前区役所開庁日）までに、審査が完了した広告を掲出できる形で提出してください。 ○上記の期限までにご提出いただけない場合には、広告の掲出が遅れる場合又は広告が掲出できない場合がありますが、その場合であっても広告料は減額いたしませんのでご注意ください。 ○広告の制作は、広告掲出事業者の費用負担により行ってください。 ○広告内容に変更がある場合、1週間前までに審査を受けてください。また、広告内容の変更は1か月に1回を超えない範囲まで行うことができます。 |
| 財産の使用許可 | ○使用許可を受けていただく必要はありません。 |

| | |
|-------|---|
| そ の 他 | <p>○広告掲出期間中、広告主が決定しない等の理由により広告を掲出しない期間があっても、広告料は減額いたしません。</p> <p>○期限までに広告料の納付がない場合は、申請者の同意なしに広告掲出の決定を取り下げます。広告料未納が繰り返される場合は、広告掲出のお申込みを受け付けませんのでご了承ください。</p> |
|-------|---|

■申込み

| | |
|-----------|--|
| 申 込 条 件 | <p>広告代理店のほか、広告主自らのお申込みも可能です。</p> <p>※お申込時に広告主が決定していない場合は、決定後速やかに広告主の審査を受けてください。</p> |
| 申 込 方 法 | <p>申込書（別紙）を窓口に直接持参、又はEメール・FAXで下記申込先へ送信してください（郵送不可）。</p> <p>※複数枠の申込み可。パンフレットラックの場所の指定は不可。</p> |
| 事業者選定方法 | <p>先着順</p> <p>※1日単位で締めきります。同日に受けたお申込みは同順位として取り扱います。同日内に空き枠数を超えたお申込みがあった場合は、利用希望月数が多いものを優先し、利用希望月数が同数である場合は、横浜市が抽選を行い、決定します</p> <p>※「同日」の扱いは、原則開庁時間とします（17時15分より後に受領した申込書は、翌開庁日の17時15分までに受領した申込書と同順となります）</p> |
| 募 集 開 始 日 | 令和6年2月9日（金） |
| 申 込 期 間 | <p>令和6年2月9日（金）～令和7年2月5日（水）</p> <p>※ただし利用希望月の前月5日（5日が区役所休庁日に該当する場合は、その前区役所開庁日）までに申込みしてください</p> |
| 申 込 先 | <p>（担当課名）横浜市鶴見区政推進課広報相談係</p> <p>（所在地）横浜市鶴見区鶴見中央3-20-1</p> <p>（TEL/FAX）TEL：045-510-1680 / FAX：045-510-1891</p> <p>（Eメール）tr-kusei@city.yokohama.jp</p> |

■地図



■募集対象施設・広告掲出場所等の写真

